

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

国立公文書館	
分類	
	返 赤
配架番号	3 A
	14
	8-14-1

大臣

極秘

昭和十八年七月二十八日

工作機械生産状況考査報告書

WDC
223/36

国立公文書館

分類

配架番号

8-14-1

目次

第一 考查計畫及實施概要	一
第二 考查全般ノ所見	七
一 考查ノ内容ニ關スル事項	七
二 考查ノ方法ニ關スル事項	九
第三 事項別考查所見	一一
一 機械局、工務官、統制會及工場各相互間ノ連絡ニ關スル事項	一一
二 生産計畫及生産能力ノ把握ニ關スル事項	一五
三 生産力擴充計畫ニ關スル事項	一七
四 生産可決制度ニ關スル事項	二〇
五 工作機械用電動機ニ關スル事項	二七
六 工作機械所要資材ノ入手及節約ニ關スル事項	二九
七 鑄物ニ關スル事項	三五

一	潤滑油ノ配給ニ關スル事項	四一
二	勞務ニ關スル事項	四三
三	二交替制ニ關スル事項	四五
四	協力工場ニ關スル事項	四七
五	新機種ノ工業化ニ關スル事項	五三
六	型式選定ニ關スル事項	五五
七	軍ノ發註ニ關スル事項	五七
八	急速ニ實施スベキ重要事項	五九
九	工務官及統制會工場駐在員ノ活用	五九
一〇	生産可決制度ノ改善及生産指示制度ノ考究	六一
一一	商工省管理ノ實施	六四
一二	資材配給方法ノ改善	六六
一三	積機資材配給株式會社ノ運用強化	六七

六	治具ノ確保	六九
七	外駐鑄物ノ確保	七〇
八	協力工場指定(露斷的系列ノ整備)ノ徹底化	七二
九	總動員試驗研究命令ニ基テ試作完了審査ノ管工管機被試驗所ニ依ル一元的實施	七五

別紙 工作機械生産狀況審査實施細目 一

第一 考查計畫及實施概要

一、考查計畫概要

- (一) 工作機械生産状況考查ヲ實施スルコトニ付五月二十一日考查課書記官會議ニ於テ原案ヲ作成シ同二十四日ノ庶務課長會議ヲ經テ同二十六日省議決定ヲ見タリ右決定ニ際シ大臣ヨリ
- (1) 考查ニ當リテハ弊メテ非違ノ別決ヲ避ケ協調的態度ニテ臨ムコト
- (2) 考查ノ結果ヲ商工行政ノ改善ニ積極的ニ利用スルコトノ注意アリ

- (二) 六月一日附ヲ以テ大臣ヨリ班長及班員ノ任命アリ

工作機械生産状況考查班長	總務局長	神田 進
同	班員	總務局生産課充課長 商工書記官 向 部 邦 生
同	班員	商工大臣官房考查課商工事務官 松 村 敬 一

工作機械生産状況考査班員

總務局生産課商工事務官

島田喜仁

同

班員

總務局管理課商工事務官

菊地健一

同

班員

機械局機械課商工事務官

菊池淳一

同

班員

商工省工務官 東京事務所

大堀弘

同

班員

商工省工務官 大阪事務所

森 番夫

三 考査班ハ五月二十七日、六月七日、八日、十一日、十五日ノ五

回ニ互リ機械局、工作機械関係工務官及精密機械統制會ヨリノ提
出資料ニ基キ産業機械課長以下工作機械擔當官ヲ交ヘテ考査ノ實
施方法特ニ考査スベキ事項ニ付精細ニ研究ヲ行ヒ別紙ノ考査實施
細目ヲ決定セリ

四 六月二十三日附次百名依命進捗ヲ以テ機械局長、工務官各事務
所長、精密機械統制會長及考査工場所屬各社社長宛考査ヲ實施ス

ベキ旨通達スルト共ニ同日附文書ヲ以テ考査班長ヨリ機械試験所
長及精密機械統制會長宛考査工場出張ニ際シ夫々佐々木技師及山
盛生彦部長ノ同行方依頼セリ

(五) 考査實施ニ先立テ精密機械統制會ニ對シテハ考査班ノ質問事項
ヲ提示シ考査工場適當工務員ニ對シテハ考査ノ實施方法等ニ付詳
細ニ説明シ以テ考査ノ圓滑ナル進行ヲ企圖セリ

二、考査實施經過

第一日 六月二十六日

機械局ト工作機械關係工務員トノ連絡會議ニ出席シテ之ヲ視察ス
ルト共ニ席上特ニ生産可決方式ニ關スル問題ヲ提出シテ工務員ヲ
通ズル機械行政ノ進捗狀況ニ付考査セリ

第二日 六月二十八日

機械局長以下機械局係員ト懇談ヲ行ヒ豫定セル質問事項ヲ中心ニ

意見ヲ交換セリ

第三日 六月二十九日

機械局長以下機械局係員同席ノ上精密機械統制會ニ付質問事項ヲ
中心ニ考査セリ

第四日 七月一日

日立精機株式會社技係子工場ニ出張、工場視察ノ後擔當工務員及
工場副ノ説明ヲ聽取シツツ豫定セル考査事項ヲ中心ニ考査ヲ行ヘ
リ

第五日 七月二日

株式會社他貝鐵工所川崎工場ニ出張、工場視察ノ後擔當工務員及
工場副ノ説明ヲ聽取シツツ豫定セル考査事項ヲ中心ニ考査ヲ行ヘ
リ終ツテ班長ヨリ特ニ會社副ニ對シテ所感ノ披瀝アリ

第六日 七月七日

株式会社大崎鐵工所萩野工場（名古屋所在）ニ出張、當工場及上
飯田工場視察ノ後、當富工務員及工場員ノ説明ヲ聴取シツツ豫定セ
ル考査事項ヲ中心ニ考査ヲ行ヘリ

第七日 七月九日

大日本工機株式会社信太山工場（大阪所在）ニ出張、工場視察ノ
後、當富工務員及工場員ノ説明ヲ聴取シツツ豫定セル考査事項ヲ中
心ニ考査ヲ行ヘリ

第八日 七月十日

工務員大阪事務所ニ於テ管内工務員ト懇談ヲ行ヘリ

三、考査報告書作成經過

- (一) 七月十五日及十七日ノ二回ニ互リ報告書作成方法特ニ記載内容
ニ付考査班ニ於テ詳細ニ審議、打合ヲ行ヘリ
- (二) 七月十九日報告書作成ニ當リ再調査スベキ事項ニ關シテ精密機

Vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is mostly illegible due to the high contrast and grain of the scan.

被統制會生産部長及資材部長ヲ招致ノ上説明ヲ聴取シ省内關係部
局トモ打合ヲ行ヘリ

(三) 七月二十三日本報告書ノ第四、急速ニ實施スベキ重要事項ノ記
載内容ニ付考査班ト機械局長以下機械關係官トノ間ニ懇談ヲ行ヘ
リ

第二 考査全般ノ所見

一、考査ノ内容ニ關スル事項

機械局ノ工作機械ニ關スル行政ハ大量需要者タル陸海兩軍ノ熾烈ナル要求ニ應セラレテ從來ヨリ極メテ困難ナル立場ニ置カレ居リ其ノ間ニ應シテ擔當者ニ充分努力ノ跡ハ認めラレルモ現狀ニ於テハ遺憾作ラ行政ノ主動權ヲ掌握シ居ルモノトハ懸料セラレズ

行政ノ浸透狀況ハ必ズシモ良好ナラズ此ノ點ニ關シテハ機械局精密機械統制會、機械局ト工務局及統制會ト愈々下工場トノ連絡方法ニ付尙改善スベキモノ多シ

中央ノ行政方針ガ工場場場ニ於テ如何ニ實施セラレツツアリヤ付テハ機械局、統制會共其ノ反省甚ダ不充分ナリ現在工作機械生産ノ根幹ヲ爲セル生産可決制度ノ實施狀況ガ如何ニ本來ノ總旨ト遊離シ居ルカラ今回ノ考査ニ依リ始メテ如何ニ認識シ得タル如

キハ其ノ顯著ナル例證ナリ

(四) 統制會ノ運営ニ付テハ尙不滿ノ點多シ工場現場ノ實情ヲ末ダ充
分把握シ居ラザルノミナラズ生産可決ノ内容、工作機械用電動機
ノ配給方法、各種所製資材ノ割當ノ實情等重要ナル事項ニ付工場
側トノ間ニ意思ノ疏通殆ト行ハレ居ラズ

(五) 考査工場ニ於ケル工務官ノ活動狀況ハ良好ニシテ本制度ノ意義
ニ關スル認識ハ各方面ニ急速ニ高マリツツアル實情ナリ
(六) 考査工場ハ總ベテ資材及勞務ノ供給ヲ潤澤ナラシムルコトニ依
リ現有設備ヲ以テ尙相當ノ生産増加ヲ期シ得ベキ狀態ニ在リ從ツ
テ資材配給方法及ニ交替制ノ實施ニ付テモ今後許可工場ヘノ重點
主義ヲ徹底シテ採用スル要アルベシ然ルニ新配給統制團體トシテ
最近設立ヲ見タル精機資材配給株式會社ニ付テハ統制會ノ運営方
法ニ尙不安無キヲ得ズ

(四) 協力工場ノ指定ニ關シテハ復雜ナル問題アルヲ以テ工作機械工業ノ
業ノ縦斷的系列ノ整備ニ充分構想ヲ練ル要アリ

(四) 軍ノ發註ノ累積ト製品配分ノ争奪トガ工作機械製造者ガ其ノ全
力ヲ生産ヘ集中スルコトヲ妨ゲツツアルハ誠ニ遺憾ナリ生産ト製
品ノ配分トノ問題ヲ分岐シテ對策ヲ講ジ苟クモ生産ノ部面ハ許可
工場ノ管理等ニ依リテ商工省ガ全責任ヲ負フ即チ借置スルコト現
下最大ノ課題ナリ

二、考査ノ方法ニ關スル事項

(一) 總務局長、生産課充課長以下總務局係員ヲ主體トシ考査對象タ
ル局ノ庶務事務員及工務員事務所主任工務員ヲ父ヘ考査課事務員
幹事役トナレル今因ノ考査班ノ編成ハ當省現在ノ候補下ニ於テハ
適メテ適切ナリ工場現場出張ノ場合ニ於ケル擔當工務員、候補試
験所技師、統制會生産部長ノ同道モ亦可ナリ

- (二) 考査事項ニ關スル研究ハ考査實施前相當精細ニ行ヒタルモ今同ノ如ク其ノ結果ヲ行政ノ改善ニ積極的ニ利用セントスル場合ニ於テハ其ノ準備ハ特ニ周到ヲ要スルコトヲ痛感セリ
- (三) 今回ノ日程ニ於テハ考査ハ概本相手方ノ意見ヲ其ノ儘取シテ之ニ判断ヲ加フル域ヲ成セズ兼遵養額等ニ依リ詳細ニ考査事項ヲ檢査セントセバ各考査箇所ニ付夫々二、三日ヲ必要トスベシ
- (四) 總ジテ今回ノ考査ハ實地經過モ圓滑ニ進歩シ考査ヲ行フ者ニモ之ヲ受クル者ニモ工作機械行政ノ難關及之ガ打開ノ焦點ヲ明確ニ認識セシメ得タルコトニ依リ其ノ効果速メテ大ナリシコトヲ確信スルト共ニ行政監察使ニ依ル茲察トハ別箇ノ意味ニ於テ富省トシテハ今後各分野ニ於テ大イニ斯ル考査ヲ實施スベキモノト思科ス

第五 事項別考査所見

機械局 工務官 統制會及工場各相互間ノ連絡ニ關スル事項

(一) 機械局ト工務官トノ關係

今回ノ考査ニ當リテハ機械局ト工作機械關係工務官トノ連絡會議ノ席上特ニ生産更決方式ニ關スル問題ヲ提出シテ其ノ實施方針ノ指示ヨリ實施經過ニ至ル連絡狀況ヲ檢討セタルガ本件ニ關シテハ遺憾ナラ兩者ノ意思疏通極メテ不充分ト認メラレタリ然レドモ機械局ニ於テ近時工務官ノ積極的活用ヲ圖リツツアルハ充分察知セララルル所ニシテ産業機械課ト工作機械關係工務官トノ毎月定期ニ開催セララルル連絡會議等ニ依リ其ノ連絡狀況ハ漸次改善セラレ居ル狀態ナリ但シ其ノ連絡會議ニ於テ工務官ヨリ提出セラレタル事項ガ其ノ後機械局ニ於テ果シテ適當ニ處理セラレ居ルヤ否ヤハ相當疑問ナルヲ以テ今後斯ル會議ニハ必ズ總務局管理課係官ヲ出席セシメ省内ニ在リテ常時懸案解決ノ促進ニ當ラシムルガ如ク措置スルヲ適當ト認ム

(一) 礦政局ト統制會トノ關係

礦政局ト精密統制會トノ關係ハ未ダ必ズシモ良好ナラズ礦政局ニ於テハ生産指示制度ノ採用ノ如キ基本的ニシテ且最モ統制會ニ關係深キ事項ニ付統制會長ト充分打合セテ行ヒタリトハ認メ難キ狀況ニ於テ之ヲ立案シタル事實アリ又統制會ノ態度ニハ左ニ示ス如キ不可解ナル諸點アリテ當學者ノ努力ニモ拘ラズ未ダ兩者一體化ノ實ヲ舉グルニハ至リ居ラズ

- (1) 昭和十七年第三、四半期(第一回)ノ生産可決表ヲ統制會ヨリ工務官事務所ニ送付スルコトニ付礦政局ヨリ同年八月指示シタルニ拘ラズ車トノ關係ニ藉口シテ容易ニ之ヲ實行セズ已ムナク礦政局經由ニ變更シタルモ之ガ提出ヲ見タルハ該四半期モ終ラントスル十二月二十八日ニシテ可決表ハ既ニ活用ノ途ナカリシ事實アリ
- (2) 今回ノ審査ニ當リ統制會ニ參考資料ノ提出ヲ求メタルニ其ノ希望事項中ニ又疎慮ヲ不慮當ナル箇所アリ或細ナル事柄ニハ過ギザルモ統制會ノ礦政局ニ對スル態度ノ一半ヲ窺ヒ得テ遺憾ナリ尙統制會ノ提出資料ヲ無批判ニ受容レ之ヲ直チニ行政ノ基礎トシタル爲意外ノ混亂ヲ招キタル例ハ工作礦關係ニ於テモ認メラレ

タリ例へば燃料油及潤滑油ノ配給ニ關スル地方ニ對スルハ示ノ場合ノ如シ
(三) 工務官ト統制會トノ關係

工務官ト精密機械統制會トノ關係ハ頗ル良好ナラズ考査ニ際シ統制會長モ之ヲ認メ今後ノ緊密ナル連絡ヲ約シ居レリ工務官側ヨリノ協力利用ノ實例トシテハ日立精機我孫子工場ニ於ケル設備緊急充足措置ヲ擧ゲ得ベキモ他ニ殆ド見ルベキモノナシ固リ其ノ原因ハ本統制會ノ工場ニ在員制度ガ未ダ確立シ居ラズ又支部ノ權限モ殆ドナキ爲現場ノ連絡ニ不便ナルコトニアルベキモ今後工務官工場出張ノ際ハ努メテ統制會職員ノ同行ヲ求メ共ニ問題ノ解決ニ盡ル如ク心掛ケシムル要アルベシ

(四) 工務官ト工場トノ關係

工務官ト配置工場トノ關係ハ現状ニ於テハ結局各工務官個人ノ力量ニ依リ左右セラルル如ク思料セラレタルモ今回ノ考査工場ニ付テハ工務官トノ關係概シテ良好ニシテ本制度ハ相當感謝セラレ居ル状態ナリ然レドモ工務官ノ工場監督ニ關スル職務ガ充分遂行セ

ラレツツアリヤ否ヤニ付テハ、
カ疑アリ例ヘバ工場ノ生産可決
ノ申請書ノ至ルハ未ダ行ヒ居ラズ又潤滑油配給申請等ニ付テモ
其ノ数量ノ適否ハ判定シ居ラザルガ如シ

因 統制會ト工場トノ關係

精密機械統制會ト工場トノ關係モ未ダ満足スベキモノニ非ズ生
産可決ノ實績ニ關シ工場ニ何等具體的説明ヲ爲シ居ラザルコ
ト、工作機械用電動機ノ入手手續ガ工場ニ充分徹底シ居ラザ
ルコト等ヨリスルモ統制會ノ措置ニ改善スベキモノ多ク殊ニ工
場側ニ關シテ一般ニ親切心乏シキハ率口意外ニ感ゼラレタル所
ナリ

生産計画及生産能力ノ把握ニ關スル事項

(一) 昭和十七年度ノ生産計画カ生産計画目標ヨリ七九、〇〇〇千圓増加セル一理由トシテ機械局ハ昭和十七年第三及第四、四半期ニ於テ軍ヨリ鋼材四、九〇〇噸ノ移管ヲ受ケタルニ依ルト説明シ居ルモ軍ヨリ移管サレタルハ現物ニ非ズ其ノ現物化ノ期間ト機械局製作期間トヲ考慮スルトキハ右移管鋼材ニ依リテハ昭和十七年中ニ生産サレタル機械ハ現貨ニハ殆ド無シト思料セラル

又機械局ノ説明ニ依レバ昭和十八年度工作機械ノ生産目標ハ昭和十八年度生産機械計画ニ配當セラレタル普通鋼々材中連轉用三〇千噸ヲ基礎トシ噸當リ二〇千圓ト計算シテ六〇〇、〇〇〇千圓ノ生産計画目標ヲ設定セリトコトナルモ鋼材ノ割當アリテヨリ現物化迄ト現物入手後製作着手ヨリ完成迄トハ夫々相當ノ長期間ヲ要スルヲ以テ昭和十八年度ノ鋼材配當數量カ直チニ同年度中ノ

生産量ヲ決定スルトハ認メ難シ

要スルニ當該年度ノ鋼材割當量ヲ基準トシテ其ノ生産計畫目標ヲ定メ總金額ノミヲ掲記スル工作機械ノ生産計畫自體ニ付再檢査ノ要アリト認ム

(二) 工場別ノ生産能力ノ實際把握ニ付テハ機械局、統制會共ニ充分ナラズト思科セララルヲ以テ更ニ工務官ノ活用、統制會工場駐在員ノ派遣等ニ依リ工場現場ニ於ケル機械種別、寸法別ノ生産能力ノ實際把握ニ特段ノ努力ヲ拂ヒ以テ生産計畫ノ樹立、生産可決或ハ生産指示制度ノ運用ノ基礎ヲ確實ナラシムルノ要アリト認ム

(三) 昭和十八年度生産計畫ハ許可會社ニ付テノミ工場別ニ機械種別ハ大分類ノ生産目標ヲ設定シ右以外ノ會社ニ付テハ單ニ推定ヲ行ヘルニ止ルモ工作機械工場全部ニ付工場別ニ機械種別生産計畫ヲ樹立シ得ルニ至ラザレバ生産計畫ノ的確性ハ保シ難キモノト思科セラ

三

生産力擴充計畫ニ關スル事項

今回生産力擴充計畫ノ進捗狀況ヲ考査セントシテ認定シタルニ工場ノ中日立精機我孫子工場ニ於テハ總動員試驗命令ノ試作完了機種タルブラットホイットニI型齒車研磨盤工業化ノ爲ノ設備擴充ヲ又大日本工機信太山工場ニ於テハ同ビットラI型タレット旋盤工業化ノ爲ノ設備擴充ヲ行ヒツツアリ

我孫子工場ハ專ラ齒車研磨盤ノ生産ノ爲ニ新ニ工ヲ起シ設備擴充ヲ行ヒ來レルモノナルガ昨年三月同社墨田工場ニ於ケル試作完了後ハ六月ヲ經テ新ク一部機械加工ニ着手シ十二月四臺ヲ完成、引續キ本年六月迄ニ十八臺ヲ完成シタル處ニシテ本年ノ製作豫定ハ七月八臺、八月及九月十臺、十月十二臺、十一月ヨリ十五臺ト漸増シ更ニ設備増設ノ際ハ月産二十臺迄到達セントスル計畫ナリ

而シテ本擴充計畫ノ隘路ヲ爲セル設備用工作機械ノ入手ニ付テハ先般緊急充足ノ措置ヲ講ジ工務官ノ積極的活働能ク統制會ヲ動カ

シテ軍關係納入機ノ振替取得等ニ成功シ七月中ニ八月産二十臺確
保ノ爲不可決ナル機械ハ一應整備スル迄ニ立至リタルハ工務官制
度ノ顯著ナル效果ノ一例トシテ宣揚スベキモノト認メラル然レド
モ附屬熱處理工場ノ建設ニ付テハ工場側ノ工務官ニ對スル依頼遲
カリシ關係モアリテ未ダニ工事進捗セズ生産阻害ノ原因ヲ爲シツ
ツアリ齋龍點附ヲ缺クノ感アルヲ以テ金屬局等關係方面ト連絡ノ
上至急必要ナル措置ヲ講ズル要アリ
次ニ信太山工場ニ於テハ昭和十六年十一月十九日新機種タルタレ
ツト旋盤ノ検査ニ合格シ十七年度ニ於テハ第一期計畫タル機械組
立工場ノ建設ニ着手シ本屋ハ土建業者ノ資材立替ニ依リ漸ク建家
ノミ完成ヲ見タルモ設備機械ノ入手状況極メテ悪ク又本年度生産
力擴充計畫ニ豫定セル第二期計畫ガ先ノ本屋ニ附設スルコトナ
リ居レル關係上既ニ入荷セル機械類モ其ノ他ノ建物ニ分散シテ配
置シ生産ニ從事シツツアル現状ナリ從ツテ第一期計畫ノ豫定生産
額タル月産三十臺ニ對シ現在八月二十二臺ノ生産ヲ上げ居ルニ止

マレリ而シテ第二期計畫分ノ豫定生産額ハ月二十臺ナルヲ以テ
之ガ建設完了後ハ現在分散セル機械類ヲ集中配置シ以テ月産五
十臺ノ生産ヲ確保セントシツツアリ
本工場ニ於ケル擴充計畫ノ進捗經過ニ關シテハ舊大阪若山鐵工
所ヨリノ改組ノ経緯等モアリテ會社内部ニ人事其ノ他ノ紛糾ア
リ爲ニ相當遅延ヲ見タルノミナラス工場ト工務官トノ連絡狀況
甚ダ良好ナラス例ヘバ第二期計畫ノ遂行ニ關シテ工場側ヨリ機
械局ト種々打合ヲ行ヒタルニ拘ラズ工務官ハ之ヲ關知セザルガ
如キ事實アリ蓋シ其ノ原因ハ工務官側ニアルヨリモ主トシテ工
場側ニアルガ如シ即チ本工場ハ當初ヨリ海軍ニ育成セラレ殊ニ
新機軸ノ試作悉クモ海軍航空技術廠ニ依リ實施セラレタル結果
資材ノ支給其ノ他萬般ヲ總ベテ海軍ニ依頼シ商工省又ハ工務官
ニ對シテハ概シテ冷淡ナリシニ歸因スルモノト思料セラル

生産可決制度ニ關スル事項

生産可決制度ニ現在工作機械ノ生産状況ニ之ガ所要資材割當ノ基準
 ヲ爲スモノニシテ昭和十七年第三、四半期ヨリ實施セラレタル方
 式ナリ即チ機械局長ノ發註承認書又ハ軍ノ發註證明書ノ添附ヲ主
 トル査定基準トシテ資材ヲ割當テ居リタル從來ノ方式ガ各工場
 於ケル生産能力ト資材割當量トノ乖離、製品配分ノ不明確等ノ弊
 ヲ現出シタル爲左記要領ニ依リ之ガ改善ヲ企圖シタルモノニシテ
 其ノ趣旨トスル所ハ各工場ノ生産能力ヲ基礎トセル工作機械ノ計
 畫的生產ニ在リ

(1) 工作機械製造者ハ製造完了機ヲ基準トシテ作成シタル四半期
 別生産計畫ヲ當該四半期六月前ニ統制會ニ提出スルコト

(2) 商工省ハ工作機械連絡會議ニ際シ右生産計畫表ヲA、B、C
 ノ物動量ヲ基準トシテ認定シ統制會ヘ之ニ從ヒ當該四半期ノ四
 月前迄ニ之ヲ各製造者ニ通知スルハ所謂生産可決ト共ニ必要

チル資材ノ制當ヲ行フコト

(イ) 工作機械製造者ハ四半期毎ニ生産納入実績書ヲ當該四半期ノ

翌月末迄ニ統制會ニ提出スルコトトシ統制會ハ右実績書ト生産

計畫書ヲ照應審査シ制當資材量ノ清算ヲ行フコト

然ルニ各考査工場ノ實際ヲ調査シ工作機械擔當工務官ノ説明ヲ聽

取スルニ右ノ如キ方針ハ殆ド中央ノ紙上計畫ニ過ギズ其ノ實施ノ

現状ハ若シク之ヲ遊離シテ制度本來ノ趣旨スラ歪曲セラル居ル實

情ナリ

(ロ) 生産可決ハ當該四半期ノ四月前迄ニ行ヘルコトニナリ居ル

ルニ拘ラズ實際上ハ甚ダク遅延シ昭和十八年第一・四半期ハ

一月半前・同第二・四半期ハ僅カ一週間前ニ可決ヲ見タルニ過

ギズ

(ニ) 可決期遅延ノ結果工場ノ實際ノ生産ハ可決ノ有無ニ無關係ニ

進行シ計畫的生產ヲ企圖セル本制度ノ趣旨ハ其ノ實施上際シ全

ク没却セラレ居レリ

從ツテ工務側(擔當工務官ヲ台ム)トシテハ生産可決ノ意發ヲ
 單ニ當該四半期又ハ其ノ以前ニ既ニ製造セラレタル機械ノ所要資
 材ノ裏付ケケル運轉用資材一般ノ補填程度ニシカ考ヘ居ラズ當該
 期ノ生産可決機ト實際ノ製造完了機ト合致スルヤ否ヤニ付テハ殆
 下意ニ介セザル状態ナリ例ヘバ大日本工機信太山工場ニ於テ十七
 年第四、四半期ノ生産可決機中當該期ニ製造完了シタルモノハ僅
 二其ノ二割ニ過キズ其ノ四割以上ハ前期完了機ノ繰越ナルガ如シ
 右ノ結果工場側ノ現在取モ腐心シツツアルハ所謂合決機械ノ處
 理ノ問題ナリ即チ着々生産ニ移サレ乍ラ完成ノ直前ニ於テ否決通
 知ニ接シタル場合ニ於テ工場側トシテハ製造計畫ヲ變更スルニ由
 ナク尤モ假ニ所定時期ニ可決行ハルルトモ工場側ガ製造計畫ヲ
 之ニ合致セシムル如ク變更スルヤ否ヤハ甚ダ疑問ナリ一實際ニハ
 製造完了シテ而モ前度上承認セラレザル之等否決機械ヲ果シテ納
 入スベキカ否カニ付苦慮シツツアリ固ヨリ統制會トシテハ計畫的
 生産ノ立前上之等製造完了機ヲ必ズ次期ニ可決

スベシトハ保證シ得ズ工場側トシテ工員ニ對スル影響、生産能率向上ノ見地ヨリ進ンデ之ヲ納入スルトキハ軍ノ材料支給ノ確約等ナキ限り資材手當ニ不安アリ殊ニ工作機械用電動機ハ生産可決機ニ非レバ入手シ得ザル關係上手持資材ニ余裕ナキ工場ハ當然納入ヲ躊躇セザルヲ得ザル状態ナリ

(四) 右ノ如キ状態ニ在ルニ加ヘテ統制會ニ依ル生産計畫書ト生産納入実績書トノ照應審査、其ノ結果ニ基ク割當資材量ノ清算ハ未ダ一度モ行ハレ居ラザル實情ナリ
以上ノ如ク生産可決制度ハ本來ノ計畫ト全ク異リタル内容ヲ以テ實施セラレ居ルモ審査ノ結果右ニ關聯シテ更ニ明ニナリタル諸點左ノ如シ

(六) 審査各工場ノ生産能力ハ一應統制會ニ於テ把握シ居ルガ如ク又許可工場ニ對シテハ其ノ能力一杯ニ生産可決ヲ爲サントスル方針モ窺知シ得タルモ生産可決ノ實態ニ關シ統制會ト工場トノ

意思ノ疏通ナク例ヘバ統制會ニ於テ生産分野ノ整理或ハ需要減少ノ趨勢等ノ考慮ヲ加味シテ特定機種ノ生産ヲ否決シタル場合ニ於テモ其ノ趣旨ハ何等工場側ニ傳達セラレ居ラズ從ツテ製造方針ノ變更等ハ到底考ヘ及バザル現狀ナリ

(七) 生産可決制度下ニ於テモ各工場ノ受註契約ノ可否ヲ決スル爲統制會ノ統制規程ニ依ル受註査定ノ制度アリ而モ生産可決ヲ申請スベキ生産計畫書ニハ尙機械局長ノ發註承認書又ハ軍ノ發註證明書ヲ添付スベキコトトナリ居リ手續上徒ラニ煩瑣ナル點アリ

(八) 軍ノ發註證明書ガ物動ノA Bノ枠ヲ無視シテ發行セラレ居ル點ヨリモ察知セララルル如ク工場現場ニ對スル直接發註者タル軍出先官廳ノ壓力ハ極メテ大ナルモノアリ其ノ間數年先ノ生産ヲ見越シテノ發註ノ爭奪ハ所謂内示制度ノ濫用ヨリ製品ノ納期ノ繰上要求等熾烈ニ行ハレ工場側ハ斯ル配分ノ問題ニ常ニ煩ハサレテ其ノ全力ヲ生産ニ集中シ得ザル現狀ニ全ク手ヲ焼キツツアルハ各考查工場當務者ノ異口同音ニ漏シタル所ナリ

以上ノ諸點ヲ通ジテ工作機械生産上ノ根本的缺陷ト考ヘラルル事
項ハ次ノニシテ其ノ第一ハ生産可決制度ガ斯クノ如ク所期ト全
ク相違セル實施經過ヲ辿リツツアルニ拘ラズ從來機械局任統制會
モ又工場現場モ充分道般ノ實情ヲ認識シ居ラズ或ハ認識シ居リ乍
ラ當初ノ立前ニ拘泥シテ強ヒテ現狀ニ目ヲ蔽ヒツツアル傾アリ爲
ニ之ガ矛盾ヲ是正スベキ對策ガ殆ド講ゼラレザリシコトナリ即チ
生産可決制度ガ計畫的生産^{ナリ}ヲ^{スル}立^前ニ^對シ^テ可決期ヲ充
分早カラシメ可決ト實際生産トノ間ニ齟齬ヲ生ジタル場合ニハ直
チニ之ヲ是正セシムル方途ヲ講ズベク又工場側ニ於テモ生産計畫
書提出ニ關シ區ニ當期期ニ生産スベキモノノモテ記載シテ本制度
ノ運営ニ助力スベキモノナルベク逆ニ可決期ノ遲延ヲ前提トシテ
本制度ガ製造完了機所要資材ノ裏付ケトナリツツアル現狀ヲ客觀
セバ爲ニ生ズル否決機ノ處理ニ付テハ方針ヲ明示シテ資材手當
ノ不安ヲ一掃スベキナリ

第二ノ缺陷ハ製品ノ配分ノ問題ガ其ノ生産自強ヲモ左右シ爲ニ眞
ノ工作機械生産増強ガ阻害セラレツツアルコトナリ工場ニ於ケル
軍ノ壓力ガ現場當務者ノ生産ヘノ集中ヲ妨ゲツツアルハ(四)ニ記述
シタルガ生産可決ノ遅延モ畢竟スル所ハ配分ニ關スル折衝ガ生産
面ノ措置ヲ待機セシメ居ルニ他ナラズ商工省トシテハ此ノ點ヲ充
分反省シテ配分ノ問題ハ之ヲ切離シテ解決シ生産面ニ全力ヲ集中
スルガ如キ方策ヲ講ゼザルベカラズト思料ス

五、工作機械用電動機ニ關スル事項

附屬電動機ノ入手難ハ工作機械生産上ノ隘路ナリトノ聲高ク統制會ニ於テモ電氣機械統制會トノ間ニ昭和十七年七月工作機械用電氣機器配給要領ヲ、同年十二月工作機械用特殊電氣機器配給要領ヲ協定シ兩者間ニ於ケル所要資材ノ清算、移管制ニ依ツテ電動機ノ簡易、迅速ナル入手ヲ圖リツツアルガ中央ノ斯ル協定ハ未ダ必ズシモ其ノ實效ヲ發揮シ居ラザル如ク各考査工場ニ於テ一齊ニ電動機ノ入手難ヲ訴ヘ居レリ而シテ斯ク計畫ト實際ノ相違セル原因ニ付テハ統制會ニ其ノ調査ヲ命ジ置ケルモ考査ノ結果左ノ諸點明トナリタリ

← 電氣機械統制會トノ協定内容特ニ入手手續等ガ工場側ニ充分徹底シ居ラザルコト

○ フランツオモーター特殊電氣機器扱ヒ（内示書ニ依リ生産可決前ニ注文シ得ル扱ヒ）トスルコトガ十八年第一、四半期ヨリ始メテ

實施セラレタル爲其ノ間之ガ入手ニ支障ヲ來シタルコト

(三) 特殊電氣機器ノ内示書ノ交付申請アリタル場合ニ統制會ニ於テハ所要資材不足ノ爲近キ將來ニ當然生産可決ヲ爲スベキ機械ニ對シテモ之ガ交付ヲ拒否シタル事例アルコト

(四) 工作機械ノ生産可決期ガ甚ダシク遅延セル爲生産可決ヲ條件トセル普通電氣機器ノ手當モ當然遅レ特定ノ標準ヨリ夕以外ハ工作機械ノ製造完了期ニ到底入手ガ間ニ合ハザリシコト

從ツテ電動機ノ入手ヲ容易ナラシムルガ爲ニハ工作機械ノ生産可決期ヲ早カラシムルト共ニ可及的の特殊電氣機器ノ範圍ヲ廣メ内示書ニ依ル註文ヲ増加セシムル措置ヲ講ズベキモ電氣機器用資材不足ノ現状ニ於テハ工場側ガ本制度ノ運用ノミニ頼ルコトナク電氣機器製造者トノ間ニ工務官ノ斡旋ニ依ル電動機入手交渉ヲ行ハントスル傾向次第ニ認メラル

工作機械所要資材ノ入手及節約ニ關スル事項

(一) 所要資材ノ入手狀況

(1) 中間鋼、機械製造用及雜工用具用炭素鋼

工作機械生産ニ要スル普通鋼々材中特ニ必要ニシテ且需要率最モ大ナル中間鋼ノ入手狀況ハ大日本工機信太山工場ヲ除ク考査三工場共通メテ不良ニシテ日立精機株式會社ノ如キ昭和十八年度割當數量ニ對スル中間鋼ノ入手率ハ僅カニ三八%ニ過ギズンテ生産阻害ノ重大原因トナリ居レル状態ナリ

而シテ中間鋼入手狀況不良ノ主タル原因ハ

(1) 製鋼業者ガ從來特ニ中間鋼トシテ製造ヲ爲サズ炭素成分ヲ

同ジウスル彈丸鋼其ノ他ノ規格品ノ發生品ヲ以テ之ニ充當シ

居リタル處最近發生品ノ數量減少セルコト

(2) 鋼板、筒管等限定品種ノ増産ニ依リ棒鋼ノ生産減少シ特ニ

中間鋼ノ大量製造業者タル日本鋼管株式會社(月産一〇〇〇噸)

カ中間鋼ノ供給ヲ中止セルコト

(一) 各製鋼業者ガ車、造船、鐵道車輛ノ需要スル棒鋼ニ生産ヲ

集中シ中間鋼ニ對スル重要性ノ認識深カリシコト

(二) 工作以て使用中間鋼ノ品種、寸法多岐ニシテ需要モ亦極々ナ

リシ爲メロール單位ニ連セズ製鋼業者ガ引受ヲ行ハザリシコト

等概木生産者間ニ在リタルガ如キモ鐵鋼統制會、製鋼業者ノ中

間鋼ニ對スル重要性ノ認識深カリシハ、鐵鋼局、精密鐵鋼統制會

等ノ中間鋼確保ニ對スル熱意ト努力尙不充分ナリシニ依ルトル

料セラレ

之ガ打開策トシテ日鐵八幡以下四社ノ製鋼業者ニ對シ鐵鋼製造

用炭素鋼(SMC)及雜工用具炭素鋼(SJ)五〇〇〇噸ノ特

定契約ヲ行フト共ニ適當問題制ヲ實施シ居ルモSMC、SJ及

中間鋼ノ供給確保ヲ期スルガ爲ニハ尙左ノ如キ措置ヲ講ズルノ

要アリト認ム

(1) SMC、S Jニ付速カニ歴任委員會ニ於テ優先歴任ノ方針ヲ
確立シ強カニ之ガ實施ヲ行ハシムルコト

(2) 製鋼業者ニ對シSMC、S J及中間鋼ノ重要性ヲ強調シテ之
ガ認識ノ昂揚ヲ努ムルコト

(3) 八幡以下四社ニ契約セル前記五〇〇〇噸ヲ以テシテ、工作機
械ノ半額分ノ需要ヲモ充足シ得ザルヲ以テ更ニ引續キ四社ニ
對シ生産割當ノ追加ヲ行フコト尙四社ニ於テ全需要ヲ充足シ
得ザル場合ハ四社以外ノ製鋼業者ニ於ケル中間鋼ノ生産確保
ニ關シ別途對策ヲ講ズルコト

特殊鋼

特殊鋼ノ入手率モ亦極メテ不良ニシテ大日本工機信太山工場ノ如
キ昭和十七年度ノ割當量二三一噸ニ對シ入手量ハ皆無ナリ
之ガ根本的原因ハ左ノ點ニ在リト思料セラレ

(4) 特殊鋼需給統制規則ハ民需特殊鋼ノミニ適用アリ全生産量
九〇%近クヲ占ムル軍需ハ之ガ適用ヨリ除外セラレ居ルヲ
以テ軍ハ獨自ノ立場ニ於テ生産指示ヲ行ヒ以テ之ガ確保ニ努
ル爲民需ニ關シテハ每期鐵鋼統制會ヨリ生産割當ヲ付加ス
モ軍ノ割込ニ依リ民需ノ生産実績ハ到底其ノ生産割當數量
ニ達セザルコト

(ロ) 生産実績ガ生産割當數量ニ達セザルニ拘ラズ從來配給割當
數量ガ其ノ生産割當數量ヲモ超過シテ爲サレ居リシ爲昭和十
四年四月以降同十八年三月末日迄ニ於ケル配給割當數量約四
七萬噸中現物化セザル數量約一八萬噸ニ及ベルコト

右ノ如キ狀態ハ工作機械關係ヲ別トスルモ到底之ヲ放置シ得ザル
ヲ以テ左ノ諸點ニ付早急ニ考究ヲ進ムル要アルベシ
(イ) 軍需ヲモ統制ノ範圍ニ包含セシメ一元的生产及配給ノ統制
ヲ實施スル爲特殊鋼需給統制規則ヲ改正スルコトノ適否
(ロ) 浮遊切符ノ整理

(イ) 特殊鋼ノ需給計畫化ノ實施
(ロ) 民需ノ生産確保ヲ圖ル爲軍管理工場ニ屬セザル特殊鋼工場ノ商工省管理ノ實施

(二) 所要資材節約ノ狀況

(1) 銅、鉛ノ代用

工作機械用潤滑油管及油壓管ノ銅管ニ依テ代替化ハ池貝及大隈ノ兩工場ニ於テハ概ネ良好ナリシモ他ノ考査工場ニ於テハ未ダ充分ナラズ又工作機械用軸受合金ノ錫合金ニ依ル代用化或ハ白色合金ノ錫含有量増加ニ依ル鉛ノ節約ニ至リテハ之ガ實施狀況良好ナリトハ謂ヒ難シ時局下益々逼迫セル銅、鉛等不足資材ノ節約ニ關シテハ工場側ニ格段ノ努力ヲ必要トスルト共ニ機械局、統制會ニ於テモ一段ト積極的指導ヲ爲スヲ要スベク更ニ進ミテハ強力的措置ヲモ購ジ以テ代用化ノ徹底ヲ期スルノ要アリト認ム

(三) 海外に設置する工場
(四) 海外に設置する工場
(五) 海外に設置する工場
(六) 海外に設置する工場
(七) 海外に設置する工場
(八) 海外に設置する工場
(九) 海外に設置する工場
(十) 海外に設置する工場
(十一) 海外に設置する工場
(十二) 海外に設置する工場
(十三) 海外に設置する工場
(十四) 海外に設置する工場
(十五) 海外に設置する工場
(十六) 海外に設置する工場
(十七) 海外に設置する工場
(十八) 海外に設置する工場
(十九) 海外に設置する工場
(二十) 海外に設置する工場
(二十一) 海外に設置する工場
(二十二) 海外に設置する工場
(二十三) 海外に設置する工場
(二十四) 海外に設置する工場
(二十五) 海外に設置する工場
(二十六) 海外に設置する工場
(二十七) 海外に設置する工場
(二十八) 海外に設置する工場
(二十九) 海外に設置する工場
(三十) 海外に設置する工場
(三十一) 海外に設置する工場
(三十二) 海外に設置する工場
(三十三) 海外に設置する工場
(三十四) 海外に設置する工場
(三十五) 海外に設置する工場
(三十六) 海外に設置する工場
(三十七) 海外に設置する工場
(三十八) 海外に設置する工場
(三十九) 海外に設置する工場
(四十) 海外に設置する工場
(四十一) 海外に設置する工場
(四十二) 海外に設置する工場
(四十三) 海外に設置する工場
(四十四) 海外に設置する工場
(四十五) 海外に設置する工場
(四十六) 海外に設置する工場
(四十七) 海外に設置する工場
(四十八) 海外に設置する工場
(四十九) 海外に設置する工場
(五十) 海外に設置する工場

(2) 資材ノ有効利用

大隈鐵工所ニ於テダライ粉専用壓縮機ノ設置ニ依ルダライ粉ノ有効利用、水口洗滌設備ニ依ル廢油ノ回收、水口ノ再生、紙屑ヲ活用スルパルプノ再生ヲ實施スル等資材ノ有効利用ニ對シ大イニ創意工夫ト熱意トヲ示シツツアルハ注目ニ値ス斯ル資材有効利用ノ方途ニ付テハ今後機械局及統制會ニ於テ積極的ニ指導ヲ行ヒ速クニ各工場ニ實施セシムル様措置スベキモノト認ム

七、購物ニ關スル事項

(一) 購物外註制度ニ付テ

購物外註制度ニ可否關テ工作以成用購物ヲ自家用購物工場ニ於テ
調達スルコトガ適當ナリヤ他ノ購物工場ニ外註スルコトガ望
マシキヤニ付テハ種々議論ノ分ルル所ニシテ本考査ニ於テ全般的
ナル結論ヲ下スコトハ困難ナルモ技術優秀ニシテ且其ノ購物需要
量カ相當數量ニ達スル以成工場カ自家用購物工場ヲ有スルコトヲ
阻止スベキ理由ハ何等認メラズ而シテ考査セル四工場ニ付テ之
ヲ見ルニ各工場夫々ノ事情ニ依リ自家用購物ト外註購物ノ數量ノ
比ハ異ナルモ其ノ必要トスル購物ヲ全部自工場ニ於テ調達スルコ
トハ事實上困難ニシテ一部ヲ必ズ外註ニ依存セル事情ナルヲ以テ
購物工業ノ確立ヲ圖ルコトハ目下ノ急務ナリ
自家用購物ト外註購物ノ入手狀況ヲ比較スルニ外註購物ノ入手率

ハ自家用購物ヨリ必ズシモ極カラズ特モ以テ工業購物工場ト多半
ノ取引關係アル場合ニ於テハ信用ニ依リ購物工場ノ手続材料ヲ以
テ購物ヲ融通スル結果外註購物ノ入手率分厚ク良好ナリシ例モア
リタリ又外註購物註文券ノ發行其ノ他ノ手續ノ爲外註購物ノ入手
方遲延スル事情モ特ニ認めラレズ然レドモ重量小ニシテ手数を要
スル購物ハ入手困難ナラズ其ノ主ナル理由ハ現在購物ノ公定價格
ハ重量ヲ基準トシテ決定セラレ居ルヲ以テ重量極クシテ手数を要
スル購物ノ生産ハ利益少ク購物工場ハ之ヲ喜バザル爲ナリ依テ購
物ノ適正ナル價格決定ニ付至急研究ヲ進ムルト共ニ之等手数を要
スル購物ノ入手確保ノ爲價格以外ノ點ニ付テ悉く特別ノ措置ヲ講
ズル要アリ

外註購物ノ品質ニ付テハ一概ニ之ヲ論ジ得ズ極劣ナル購物工場ノ
製品ハ自家用購物工場ノソレニ勝ルモノアルモ其ノ一般的ニハ中小購
物工場ノ技術未ダ世クシテ不良品多キ状態アリ其之ガ技術ノ向上
ヲ圖ルハ亟メテ急務ナリ

(二) 鑛物工場ノ指定制度ニ付テ

昭和十七年六月高度ノ技術ヲ要スル鑛物工業整備綱決定セラレ
工作機械、内然機等高度ノ技術ヲ要スル鑛物工業ニ付テハ工場
ノ指定制度ヲ採リ高度ノ技術ヲ要スル鑛物ハ原則トシテ指定工場
以外ニ於テ生産スルコトヲ認めズ指定工場ハ原則トシテ高度ノ技
術ヲ要スル鑛物以外ノ生産ヲ認めザルコトトシ工作機械鑛物ニ付
テハ昭和十八年三月工場ノ指定ヲ了シタリ

右ノ指定ニ關シ株式会社大隈鐵工所ニ於テハ同上場ト多年取引關
係アリシ鑛物工場ノ指定ガ認めラレズ鑛物入手上支障ヲ生ズトノ
不滿及指定工場ノミニテハ鑛業能力不足ニシテ必要トスル鑛物ノ
入手困難ナルベシトノ不安アリシモ第一ノ點ニ付テハ指定制度ヲ
採ル以上過去ノ取引關係ヲ必ズシモ全面的ニ是認シ得ザルハ當然
ニシテ問題ハ當該鑛物工場ノ技術ノ程度如何ニ存シ本考査ニ於テ

ハ其ノ可否ヲ論ジ得ズ第二ノ點ニ付テハ指定工場ハ指定鑛物以外ノ鑛物ノ生産ヲ認メラレザル立前ナルヲ以テ今後専門製作ニ依リ生産能力ニ餘裕ヲ生ズルコトトナルベク今直チニ其ノ能力不足ヲ断定スルコト困難ナリ

然レドセ從來ノ鑛物工場ノ指定ニ關シテハ其ノ地畵的事情等ノ關係工場トノ技術的關係等ガ充分考慮ヲ拂ハレタルヤ否ヤニ付疑問ノ餘地アリタルヲ以テ經過措置ニ依リ昭和十八年中ハ指定以外ノ鑛物工場ヲ利用スル事モ開カレハ居ルモ今後ノ指定ニ當リテハ之ガ事情ニ即スル様特ニ注意ヲ要スルモノト思料セララル

(三) 鑛物用資材ノ入手状況

鑄物用資材ハ主トシテ銑鐵、鐵屑及コークスナルモ之等ハ自家用
鑄物、外註鑄物ヲ通ジ極メテ入手困難ナル事情ニアリ特ニ銑鐵及
コークスニ付テハ特段ノ措置ヲ講ズルニ非レバ鑄物ノ生産ニ重大
ナル支障ヲ及ボス虞アリ
鑄物用銑鐵ノ入手困難ナル理由ハ(1)銑鐵ノ絶對量ノ不足セルコト
及之ト關聯シテ(2)自家用鑄物用銑鐵ニ付テハ昭和十七年三月外註
鑄物用銑鐵ニ付テハ同年十二月割當證明書ガ無效トナリタルコト
ニアルモ更ニ(3)所謂盟外銑ガ年約二十萬噸近ク統制外ニ使用セラ
レタル爲銑鐵割當證明書ノ換物化ニ惡影響ヲ及ボシタルコトモ看
過シ得ザル所ニシテ盟外銑中ニハ工作機械用鑄物ニ向ケラレ居ル
モノモ若干ハアルモ之ヲ使用セザル工場ニ於テハ爲ニ銑鐵ノ入手
極メテ困難トナリタリ盟外銑ノ問題ニ付テハ株式會社中山製鋼所ハ

新重工業株式會社及日本鐵道工業株式會社ノ生産スル分ガ昭和十八年
度第三四半期ヨリ統制セラルルコトナリタル爲今後其ノ弊害ハ
若干減少スベキモ尙其ノ他ノ盟外銃ニ付テモ至急全面的ニ統制ヲ
及ボス要アリト認メラル
邊物用ヨリ夕ヌモ亦極メテ入手困難ニシテ且其ノ品質ノ低下甚シ
キ寫眞物製作上支障ヲ來スコト御カラス處製品ノ供給ハ望ミ得ズ
トスルモヨリ夕ヌノ割當及配給方法ニハ改善スベキモノ多シト認
メラルルヲ以テ至急之ガ對策ヲ講ジ其ノ入手ヲ確保スル要アリ

八 潤滑油ノ配給ニ關スル事項

工作機械工場關係ノ潤滑油ノ配給ニ關シテハ昭和十八年五月以降統制會經由ノ中央割當ニ移行シ殊ニ精密機械統制會ニ於テ昭和十七年度ヨリ詳細ニ調査研究ノ上作成シタル工作機械機種別型式別標準基準量表ニ基イテ配給セラルルコトトナリタル結果ハ其ノ入手狀況相當改善セラレタルモノト豫想シ居リタル處其ノ間地方廳ノ取扱ニ遺憾ノ點アリテ新配給方法ハ未ダ軌道ニ乘リ居ラザル狀況ナリ

即チ調査工場關係ニ於テ大阪府及愛知縣ハ燃料油ニ關スル統制會ノ割當原案ガ粗漏ナリシ爲之ガ是正ヲ地方廳ニ一任シタル本年六月一日附燃料局石油部長通牒「揮發油、灯油、輕油及重油ノ重點指示割當ニ關スル件」ヲ故意ニ擴張解釋シテ潤滑油ノ中央指示ニ對シテモ之ヲ任意ニ再査定スルガ如キ措置ニ出デタル爲配給方法ノ改善モ全ク實效ヲ擧ゲ得ザリシ結果ヲ生ジタリ而シテ右措置ニ對シテ地方廳側（大阪府、吉岡商工第一課長）ガ「中央配給ハ親工場ノミニ潤滑ニ配給セントシ

協力工場ト不均衡ヲ來ス爲之ヲ是正セントシタルモノナリト説明セ
ルハ些カ強辯ノ嫌アルモ統制會ノ原案ガ必スシモ適正ナラズ殊ニ燃料
油ニ關シテ極メテ杜撰ナリシコトガ其ノ信用ヲ傷ケタルコト、機械局
ガ統制會ノ原案ニ何等批判ヲ加ヘズ其ノ儘地方廳ニ通達シ居ルコト、
工場側ノ配給申請數量ニ相當水増シアルニ拘ラズ工務官ガ之ヲ修正セ
シメ居ラザルコト等關係當事者ニモ幾多反省スベキモノアリシ實情ナリ

九、勞務ニ關スル事項

工作機械工場ノ勞務狀況ハ概シテ満足スベキモノニ非ズ勞務充足及勞務管理ノ何レニ付テモ今後相當ノ努力ヲ拂フ要アルモノト認メラル

(一) 勞務充足ノ狀況ニ付テハ昨年九月ニ於ケル勞務緊急充足措置ガ概ネ良好ナル成績ヲ納メタルニ拘ラズ其ノ後相當數ノ退職者ヲ出シタルコトト超重點産業方面ニ對スル下期充足措置ノ影響ヲ受ケタルコト等ニ依リ最近ノ充足狀況ハ概シテ良好ナラズ現在ニ於テハ相當ノ不足ヲ示シ居ルモノト認メラル尤モ差當リノ生産ニ付テハ資材不足ノ事情顯著ナル爲勞務不足ハ一應表面化シ居ラザル狀態ニアルモ生産ノ飛躍的增加、二交替制ノ實施等ト關聯シテ考慮スルトキハ今後工作機械工場ノ勞務充足ニハ徵用其ノ他特別ノ手段ヲ講ズル要アリト思料セラル

尙青少年工ニ依存スルコト比較的多キ工作機械工場トシテハ青年
學校制度ノ爲就業時間ノ低下ヲ來シツツアル事實ハ勞務不足ノ際

一考ヲ要スル點ナリト認メラル

(二) 勞務管理ノ狀況ニ付テハ工場ノ努力モ未ダ充分ナリトハ稱シ難ク
政府モ統制會モ從來殆ド之ガ積極的指導ヲ行ヒ居ラズ其ノ間工場
側ヨリハ勞務者ニ對スル物資ノ配給、賃金等ノ支給ガ航空機關係工場ニ
比シ不利ナル取扱ヲ受ケツツアリトノ不平ヲ寫ニスル状態ニアリ
要スルニ工作機械工場ノ勞務管理ニハ現在殆ド見ルベキモノナキヲ
以テ此ノ方面ニ今後一段ノ改善ヲ加フルニ非ザレバ假令勞務ノ充足
ヲ行フモ之ガ確保ハ容易ナラザルモノト思料セララル尙日立精機我
孫子工場ガ轉業者ヲ利用シテ相當ノ成績ヲ納メツツアルコトハ其
ノ地理的好條件ヲ考慮ニ入ルルモ尙注目ニ値スベシ

十、二交替制ニ關スル事項

工作機械工場ニ於ケル二交替制實施ノ問題ハ全般的ニ之ヲ見レバ概シテ掛聲ノミ高ク其ノ具體的實施方法ニ付統制會ニモ工場側ニモ未ダ成案ノ見ルベキモノナキ状態ナリ即チ現在一部ノ工場ニ於テハ生産工程上隘路ヲ爲セル機械加工(齒切盤、橫中グリ盤、齒車研磨盤、大型平削盤等)又ハ組立加工ノ作業ニ於テ部分的ニ二交替制ヲ實施シ居ルモ之トテ充分組織的ナリヤ否ヤハ保シ難ク全面的ニ二交替制ノ採用ニ關シテハ資材、勞務者時ニ技術者、勞務者住宅、電力、食糧等ノ確保ヲ條件トシテ之ヲ實施スベシトノ意見多キモ其ノ具體的實施方法或ハ實施上特ニ配慮スベキ事項ニ至リテハ別段參考トナルベキ見解モ耳ニセズ二交替制ノ問題ヲ巡リテハ各方面共研究不亦分ノ憾アリ

然レドモ工作機械ノ生産ヲ急速ニ増加シ逼迫セル需要ニ應ゼンガ爲ニハ設備ノ擴充ニ先行シテ現有設備ノ最高度利用ヲ圖ルコト當然ナ

ルヲ以テ設備、技術優秀ナル許可會社ヲ中心ニ全面的ニ交替制ヲ採用スル方針ノ下ニ資材ノ配給、勞務ノ充足、勞務者住宅ノ供給等方法ニ付速ニ具體的研究ニ着手スル要アルモノト思料セララル

尙ニ交替實施ニ關聯シテ左ノ諸點ニ付考慮ヲ拂フ要アルベシ

(1) 一工場ニ於ケル生産機種ノ整理ヲ斷行シテ多量生産方式ヘノ移行ヲ促進スルコト

(2) 能率低下ヲ防止スル爲勞務管理ニ格段ノ努力ヲ拂フコト

(3) 實施工場ニ對スル資材ノ配給ヲ常時潤澤ナラシメニ交替制ガ斷續的トナラザル様注意スルコト

(4) 生産擴充計畫ノ樹立ニ當リテハニ交替制ノ實施ヲ前提トシテ勞務者住宅、工場照明等ヲ考慮スルコト

十一、協力工場ニ關スル事項

(一) 協力工場指定制度ニ付テ

昭和十五年十二月機械鐵鋼製品工業整備要綱決定セラレ之ニ基キ
テ工作機械工場ノ協力工場ニ付テモ指定制度實施セラシタルガ右
要綱ニ於テハ親子關係ノ理想形態ヲ想定シテ親工場ハ指定協力工
場以外ノ工場ニ下請發註ヲ爲シ得ズ指定協力工場ハ親工場ニ專屬
シテ親工場以外ヨリハ受註シ得ザル立前ヲ採レリ然ルニ考査工場
ノ實情ニ付テ之ヲ見ルニ親工場ハ指定協力工場以外ニ多數ノ工場
ヲ利用シテ之ニ下請ヲ發註シ居リ指定協力工場亦必ズシモ親工場
ニ專屬セズ他ノ仕事ヲ受註シ居レリ
而シテ協力工場ノ指定ガ親工場ノ利用セル工場全部ニ及バズ指定
協力工場以外ノ工場ガ多數利用セラレ居ル理由トシテハ(1)親工場
ガ指定ニ依リ協力工場ニ對シテ發註義務ヲ負フ等其ノ育成ニ付實
任ヲ課セラルベキコトヲ危惧シ指定ヲ躊躇シタルコト及(2)現在協

力工場ノ指定ニ付テハ親工場モ協力工場モ之ニ依リ何等利益ヲ得
ザル爲指定ノ必要ヲ感ゼザルニ因ルベシ
次ニ指定協力工場ノ親工場ニ對スル專屬化ガ不充分ナルコトニ付
テハ指定協力工場ニ對スル指導ガ未ダ徹底シ居ラザルコトモ其ノ
原因ニシテ今後ノ整備ニ依リ專屬化ヲ進ムル餘地ハ尙アリト雖モ
總テノ工場ヲ專屬化セシムルコトニ付テハ左ノ如キ困難ナル事柄
アリ即チ(1)協力工場ニ於ケル機械ハ親工場ヨリノ發註ト關係ナク
設備サレ居ル爲親工場トシテハ協力工場ノ設備ヲ全面的ニ利用ス
ル如ク設備ニ合シタル下請發註ヲ爲スコトハ到底困難ナルコト(2)
工作機械工業ハ大量生産ノ程度低キ爲板金加工ノプレス仕事等ハ
一工場ヲ專屬セシメテ全面的ニ之ヲ利用スル迄ニ發註量ガ纏マラ
ザルコト(3)協力工場ノ設備中ニハ親工場トシテ利用シ得ヌ劣悪ナル
モノアルコト等ナリ依テ今後ノ協力工場ノ整備ニ當リテハ專屬化
シ得ルモノニ付テハ至急之ヲ促進スルト共ニ發註量纏マラザル爲

專屬化困難ナル場合等ニ於テハ同業者ニ依ル組織的協同利用ノ方
法等ニ付研究ヲ爲ス要アルベシ
尙精密機械統制會ニ於テハ協力工場指定ノ基準トシテ協力工場ノ
設備タル工作機械十臺、工員十名、一ノ親工場ヨリ年額一萬圓以
上ノ加工費ノ支拂ヲ受クルロトシテ條件トシ其ノ理由トシテ右ニ該
會セザル工場ハ親工場ニ專屬性ナク且浮動性アリテ之ヲ無視スル
モ工作機械生産ニ支障ナシト説明シ居レルモ考査ノ結果ニ依レバ
親工場ハ右ノ規模以下ノ工場ヲモ協力工場トシテ多數利用シ居リ
又斯クノ如キモノ必ズシモ專屬性ナク且浮動性アリトハ認めラレ
ズ殊ニ我國ノ實情ニ於テハ之等小工場ノ數極メテ多ク全體トシテ
ハ其ノ生産能力モ輕視スルヲ得ザルヲ以テ其ノ培養育成ノ程度、
方法ハ自ラ異ルベキモ之等極小工場ヲ無視スルハ妥當ナラザルベ
ク統制會ノ指定基準ニ付テハ尙研究ノ余地アルヤニ感ゼラレタリ

(二) 協力工場ノ利用状況

協力工場ノ利用ノ程度ハ各工場ノ事情ニ依リ夫々異リ池貝鐵工所、大隈鐵工所等ハ相當多數ノ協力工場ヲ利用シ居ルモ日立精機我孫子工場ノ如キハ生産スル機械、板、メテ高級ナル爲適當ナル協力工場ナク全ク之ヲ利用シ居ラズ大日本工機信太山工場ハ其ノ位置が大阪市ヨリ遠距離ニアリテ附近ニ協力工場ナク而モ材料、部品ノ輸送困難ナル爲利用ノ程度比較的低キ状態ナリ又第二次以下ノ協力工場ニ付テハ各工場共殆ド之ヲ利用シ居ラザルガ如ク且之ニ對シ何等直接ノ指導ヲ行ヒ居ラズ依テ全般的ニ考察スレバ工作機械工業ハ其ノ生産力増強ノ爲協力工場ヲ利用スル餘地尙相當アリト認めラレタリ

既ニ協力工場トシテ利用シ居リタルモノガ五重點産業ニ依リ悪影響ヲ蒙リ航空機工業、造船工業方面ニ浸蝕サレツツアル傾向ハ名古屋ノ大隈鐵工所ニ於テ特ニ顯著ニ現レ居レリ其ノ原因トシテ(1)

工作機械工場へ資材不足ナル爲協力工場ニ充分仕事ヲ與ヘ得ザル
ニ反シ航空機方面ノ協力工場ハ仕事キコト(2)航空機工業ニ精
工業等ニ於テハ下請加工賃高キコト等考ヘラルヲ以テ工作機械
工業ノ協力工場ニ對シテモ親工場ヘノ専屬化促進ト關聯シテ主資
材・副資材ノ確保ヲ圖ルト共ニ下請加工賃ニ付テモ各工業間ノ協
定ニ依リ適當ナル基準ヲ設定スル等ノ方法ヲ講ジ以テ重要ニ業間
ニ於ケル協力工場ノ争奪ヲ防止スル要アリ
協力工場ノ指導育成ニ關シテハ各考查工場トモ相當ノ技術指導ヲ
爲シ株式會社大隈鐵工所、大日本工機株式會社ニハ夫々協力工場
ノ團體アリテ連絡ノ緊密化ヲ圖リ居レリ其ノ他金融的援助ノ方法
トシテ一般ニ前借金ノ交付行ハレ居ルモ勞務援助ノ問題ニ關シテ
勞務調整令ニ制約セラレテ親工場ノ工員ガ協力工場ニ出張勤務シ
得ザル點ニ付之ガ解決方要望アリタリ
尙株式會社池貝鐵工所ニ於テハ聯合製作ト稱スル方法ヲ採リ自工

場ノ優秀ナル機械設備ニ依リ高精度ヲ要スル部分品ヲ加工シテ
之ヲ逆ニ協力工場ノ組立ニ委スル興味アル作業ヲ爲シ居ルニ部品
ノ徒ニ往復スルコトヲ避ケ且製品検査ヲ嚴重ニ實施セバ工作
増産上ニモ又協力工場育成上ニモ適當ナル試ミトシテ注目ニ値ス
ベシ

十二、新機種ノ工業化ニ關スル事項

新機種ノ工業化ニ關シテハ日立精機我孫子工場及大日本工機信太山工場ニ付考査ヲ行ヒタルガ總動員試験研究命令ハ發令ニ始マリ大規模生産ノ完成ニ至ル經過ニハ種々考慮ヲ要スル問題モ多ク殊ニ我孫子工場ニ於ケル工業化ヲ豫定シテ既ニ試作検査ヲ完了シタル齒車ヲツブ窓及パワールミットガ設備能力等ノ關係上現在全ク生産ノ見込立チ居ラザルガ如キハ行政方針ノ~~取~~省ヲ促スモノアリタリ

新機種ノ工業化ニ關聯シテ注意スベキ諸點左ノ如シ
ヲ行ハシムルコト

(2) 試作期間中ヨリ商工省機械試験所等ノ指導ヲ受ケシメ工業化ニ關スル技術的準備ヲ爲シシメ置クコト

(3) 新機種工業化ニ必要ナル治具ニ付テハ特ニ資材ノ確保ヲ圖ルニ

- (4) 新機種ノ工業化ニ從來ノ設備能力ヲ使用シ得ル様工場ニヨリテ
ハ生産機種ノ整理、既發註^記ノ他工場ヘノ振替ヲ斷行スルコト
- (5) 新機種ノ價格ニ付特段ノ考慮ヲ加ヘ之ガ工業化ニ依リテ會社ニ
著シキ負擔ヲ諒セザル様措置スルコト

十三、型式選定ニ關スル事項

昭和十六年五月以來重要機種ノ型式選定ニ着手シ現在ハ普通旋盤ニ關シテ選定型式ノ實施ニ付統制會ニ於テ簡便ノ準備ヲ進メツツアリ又普通膝型フライス盤ニ付既ニ型式ノ技術的検討ヲ了シテ近ク之ガ實施ニ移ラントスル段階ニ在リ更ニ本年度中ニハ重要機種全部ニ對スル型式ノ選定ヲ終ル見込ナリトノロトニシテ型式選定制도가我國工作機械工業ノ質的及量的發達ニ寄與スベキ意義ハ各方面ニ認識セラレ居ルガ如キモ左記諸點ヨリ見レバ本制度ガ果シテ急速ニ其ノ實效ヲ擧ゲ得ル如ク推移シツツアリヤ否ヤニ付テハ疑ナキヲ得ズ

(一) 普通旋盤ノ型式選定ニ際シ機械局ニ於テハ選定原案ノ提出ヲ受ケテヨリ工作機械技術委員會ニ於テ原案通り之ヲ可決スル迄ニ三ヶ月餘ヲ、更ニ之ガ實施方ニ付統制會ニ通牒スル迄ニ尙三ヶ月餘ヲ經過シ居ルコト

(一) 統制會ニ於テ右型式選定實施ノ爲ノ具體的手筈ハ若干進メ
居ルモ、仕掛品ヲ除キ總ベテ選定型式ヲ製造セシムルコトト
シ少クトモ一ケ年内ニハ選定以外ノ型式ハ一切製造ヲ認メザ
ル方針ナリト説明アリタル其ノ一ケ年ノ起算日モ明確ナラ
ズ殊ニ選定型式製造ヘノ轉換ニ關スル業者ノ指導ニハ未ダ具
體的二着手シ居ラザルガ如ク機械局ニ於テモ統制會ニ對シ別
段之ガ督勵ヲ行ヒ居ラザルコト

(二) 普通膝型フライス盤ノ型式選定ハ去ル三月二十二日ノ工作
機械技術委員會ニ於テ決定シタルニ拘ラス三ヶ月餘ヲ經タル
今日未ダ之ガ實施ニ移リ居ラザルコト
而シテ型式選定ノ實施ニ付テハ一般ノ規格統一ノ強行ノ場合ニ
於ケルガ如ク製造設備改造ノ必要、業者側ノ忌避、發註者側ノ
型式外品ノ註文等實際問題トシテ各種ノ困難ニ遭遇スベキハ
當然豫想セラルル處ニシテ特ニ周到ナル用意ト充分ナル迫力ト
ヲ以テ臨ムニ非ザレバ到底急速ニハ之ガ實效ヲ擧ゲ得ザル事構

ニ儘ミ機械局ニ於テハ本制度ノ確立ガ工作機械多量生産方式採用ノ前提條件ナル點ヲ重視シテ爾今之ガ實施ヲ單ニ統制會技術部ニ一任スルガ如キコトナク其ノ效果ノ發揮ニ付特ニ積極的態度ヲ以テ臨ム要アリト認ム

尙選定型式ノ實施ニ當リテハ實施期日豫定表ヲ作成シテ之ガ促進ヲ圖ル等ノ方法ヲ考フベク又技術優秀ナル工場ヲ中心トセル聯合製作方式ノ採用(十一)(二)参照)、型式品ノ價格ノ改訂等ニ付充分考慮ヲ拂フ要アルベシ

十四 軍ノ發註ニ關スル事項

軍ノ發註ガ如何ニ行ハレツツアリヤ、軍ノ資材直接支給ハ如何ナル程度實施セラレ居ルヤ等ニ付テハ今回ハ直接之ヲ考查事項トセズ又工場側ノ之ニ關スル發言モ控ヘ目ナリシ爲其ノ實情ハ招摺シ得ザリシモ考查ニ當リ判明シタル諸點左ノ如シ

(一) 軍出先官廳ニ依ル内示制度濫用セラレ居ル結果許可工場ニ付テハ概ネ昭和二十二、三年頃迄ノ生産能力全ク豫約済ナリ

(二) 而モ工場現場ニ出張シテ更ニ内示ノ割當ヲ強行スルコト
盛ニ行ハレ優秀工場ニ對シテハ定メラレタル生産分野ヲ無
視シ或ハ多量生産方式ニ支障ヲ生ズル點等ヲ考慮セズシテ
受註ヲ承諾セシムルコトアルガ如シ

(三) 軍ノ資材直接支給ノ行ハレ居ル數量ハ判明セザリシモ工
場ノ資材受入簿ニ「海軍」ト特記セルモノ相當アリタルコ
ト及否決機械ヲ納入スル場合ニ於テ軍ヨリ資材支給ノ確約
アルコト等ニ付之ヲ見レバ現在尙相當程度行ハレ居ルモノ
トハ推定セラル

(四) 製造完了機ノ納入ニ際シ軍ノ命令ニ依リ納入先ヲ變更シ
タル事例ハ比較的少カリシモ配分ノ問題ノ折衝ガ工場當務
者ノ生産ヘノ全力集中ヲ妨ゲツツアルコト四ニ述べタルガ
如シ

第四 急速ニ實施スベキ重要事項

一、工務官及統制會工務駐在員ノ活用
工場現場ノ實情ヲ常時的確ニ把握シ之ニ即應シテ敏捷ニ行政的措置
ヲ講ズル必要ハ今回ノ考査ヲ連シ特ニ痛感セラレタル所ニシテ富省
トシテハ先ツ工務官ノ積極的活用ヲ企圖セザルベカラズ即チ之ガ爲
ニハ局課長ハ所管工場ニ配置セラレタル工務官ヲ直屬部下トシテ指
揮シ工場トノ意思ノ疏通ハ原則トシテ總ベテ工務官ヲ經由シテ之ヲ
行フ如ク取ムルコト肝要ナリ
精密機械統制會ニ他ノ統制會ノ如キ工場駐在員制度未ダ整備シ居ラ
ザルコトガ其ノ現場把握不充分ノ原因ト思科マラルヲ以テ速ニ之
ガ設置ヲ急應シ工務官ヲ援助シテ現場行政ノ促進ニ資ヤシムル爲
ルベク之ト關聯シテ其ノ支部ニ統制會職權ノ一部ヲ委譲ヤシムルコ

トモ必妥ト認メラル尙統制會長ガ現ニ實施ヲ圖リツツアル工務監察
ナル制度ハ統制會ガ會員會社ノ非違ヲ糾彈セントスルガ如キ印象ヲ
與フル點ニ於テ一考ヲ促ス要アリ

二、生産可決制度ノ改善及生産指示制度ノ考究

- 生産可決制度實施上ノ缺陷ニ付テハ第三ノ四、ニ詳述セル處ニシテ被局及統制會ニ於テハ本制度ヲ其ノ趣旨ニ從ヒテ計畫的生産方式トシテ實施セントスルヤ或ハ製造完了後所要資材ノ裏付ケトナリ居ル現狀ヲ容認シテ之ガ對策ヲ認ゼントスルヤ直チニ明ニスル要アルモ尙本來ノ趣旨ニ依リ之ヲ運営セントスル場合ニ於テハ左ノ諸點ヲ特ニ注意スル要アルモノト思科セラル
- (一) 生産可決ハ可及的速ニ之ヲ行ヒ少クモ許可工場ニ對シテハ當該申請期ノ數ヶ月前必ズ之ヲ實施スルコト
 - (二) 許可工場ニ對スル生産可決ハ其ノ全能力ヲ一不ニ發揮シ得ル如ク之ヲ行ヒ資材ノ配分モ之ヲ可能ナラシムル如ク調整ニスルコト
 - (三) (一)、(二)ヲ實施シタルコトニ依ル物動實施計畫トノ調整ハ次期繰越又ハ許可外工場分ノ振替等ニ依リ適宜之ヲ行フコト

- 四 許可工場（工務員配置工場）ノ生産計画書ノ提出ニ際シテハ
 メ工務員ノ登用ヲ受ケシムルト共ニ生産可決通り供給ガ實施セラ
 レ居ルヤ否ヤニ付工務員ヲシテ監視セシムルコト
- 五 生産可決ニ當リテ各工場間ノ生産機種ノ整理（生産分野ノ劃定）
 ラ着實ニ斷行シ多量生産方式ヘノ移行ヲ促進スルコト
- 六 現在ノ所謂否決機械ノ廢機ニ對スル方針ヲ早急ニ明示スルコト
 ↑右ニ依リ生産可決制度ノ運営ハ相當改善シ得ベキモ屬ニ工作機械
 ノ生産増強ヲ企圖センガ爲ニハ遊記各項ノ對策ヲ講スル外尙左記
 事項ヲ考慮スル要アルベシ
- （一） 許可會社ニ對シテ生産可決方式ニ代ルベキ生産指示方式ヲ採
 用スルコト
- （二） 製品ノ配分ノ問題ヲ生産ト切離シテ解決スル方途ヲ斷ジ工場
 ラシテ其ノ生産ニ全力ヲ傾 倒セシメ工作機械ノ供給ハ一切商

工省ノ責任ニ於テ之ヲ確保スル體制ヲ整フルコト
(三) 軍ノ内示制度ニ根本的再檢討ヲ加ヘ生産行政ノ再出發ヲ企圖
スルコト

三、商工省管理ノ實施

主要工作機械工場ニ對シテ商工省管理ヲ實施スルコトノ必要ナルハ
既ニ當省ノ行政方針トシテ決定シ居リタル處ナルガ今固ノ考査ニ當
リテハ左記事由ニ依リ商工省管理コソ工作機械生産増強ノ最大要件
ニシテ之ガ實効ハ益々焦眉ノ急ナルコトヲ痛感シタル次第ナリ

(一) 工作機械ノ配分ノ問題ガ錯綜シテ其ノ生産増強ヲ阻害シツツア
ルハ前述シタル處ニシテ斯ル現狀ヲ打開センガ爲ニハ一應生産ト
配給トノ問題ヲ分離シテ對策ヲ講ジ苟クモ生産ノ部面ハ商工省ガ
全責任ヲ以テ之ヲ遂行スルガ如キ體制ヲ整フルコトガ最善ノ方途
ト思料セラレルルガ生産確保ノ責任ヲ果サンガ爲ニハ許可工場ノ
管理ガ其ノ前提條件ナルコト

(二) 生産可決制度ノ運用ヲ改善シテ計量的生産ヲ遂行シ或ハ更ニ進
ミテ生産指示ニ依ル眞ノ計量生産ヲ實施スル場合ニ於テ之ガ實行

ラザルコト
勞務充足ヲ圖ランガ爲ニハ管理ヲ前提トセル徵用ヲ行ハザルベカ
ラザルコト
勞務者不足ノ現状ヲ打開シ特ニ廣範圍ナルニ交替制實施ノ爲ノ
ヲ確實ニスルガ爲ニハ管理ガ最モ效果的ナルコト

四、資材配給方法ノ改善

考查工場ハ總ベテ資材及勞務ノ供給ヲ潤澤ナラシムルコトニ依リ現有設備ヲ以テ尙相當ノ生産増加ヲ期シ得ベキ状態ニアリ廣範圍ナルニ交替制ノ實施ニ付テハ更ニ研究ヲ要スルモ少クトモ資材配給方法ヲ改善スルコトニ依リ比較的容易ニ必要機種ノ増産ヲ擧ゲ得ル如ク思料セラレタリ依テ今後ノ資材配給方法ニ弾力性ヲ附與シ許可工場ニ對シテハ斯ル増産期待分ニ相當スル資材ヲ含メテ之ガ割當ヲ加フコト生産増強ノ捷徑ナリト信ス

五 精機資材配給株式會社ノ運用強化

精機資材配給株式會社ハ工作機械製造業者タル精密機械統制會所屬會員ノ所要資材ヲ一括購入シ其ノ全責任ニ於テ之ヲ各工場ニ配給スル目的ヲ以テ統制會社兼立防止ノ行政方針下ニ特ニ其ノ必要ヲ認めラレテ今回設立ノ運びニ至リタルモノナルガ政府側及工場側ノ絶大ナル期待ニ拘ラズ今回ノ考查ニ當リテ其ノ運営計畫ノ着實性、業務開始ニ至ル迄ノ過渡的措置、眞ノ一括購入機關ヲラントスル迫力等ニ付左記ノ如キ不安ヲ懷カシメラレタルハ誠ニ遺憾ナリ又機械局ニ於テハ宜シク之ガ積極的指導ニ當リ要スレバ關係者ノ眞容ヲ變更シテモ其ノ運用強化ニ謀進スベキモノト信ス

(一) 資材入手難ノ原因ガ如何ナル點ニアリテ其ノ原因ニ對シテ如何ナル方策ヲ採ル折衝ヲ爲サバ之ガ入手ヲ期シ得ルヤニ關シ其ノ認識明確ナラズ又業務開始ニ先立テ當然行ハルベキ各物資販賣統制會社トノ具體的協定モ未ダ締結シ終ラザルガ如キ状態ナリ

(一)

精密機械統制會ハ本會社ノ設立ヲ豫定シ第一四半期ノ割當銅材
ニ關シテハ鐵鋼販賣株式會社ノ團體及一般需要抜別ノ引受通知ヲ
儘カニニ〇%ヨリ爲シ居ラズ而モ現物化シ居ラザル既發券ノ割當
證明書ハ全部之ヲ回收スルノ措置ヲ講ジ以テ會社業務ノ開始ニ際
シ多量ノ銅材ヲ保持セシムル如ク企圖シ居ルモ遲延シテ發券セラ
ル割當證明書ガ銅材入手難ノ現狀ニ於テ豫定通り容易ニ現物化
シ得ルヤ否ヤニ付大イニ懸ナキヲ得ズ

(二)

最近海軍ニ於テ海軍工業會ヲシテ地域別ニ同會關係會社ヘノ資
材ノ支給ニ當ラシメントスル計畫アリキ工作機械關係ヲモ之ニ包
含セントスル意向ナルニ對シ統制會モ之ヲ承認スルニ便キツツア
リトノ報告アリキ查査班ニ於テ資材部長ヲ招致シテ其ノ長僞ヲ訊
シタルモ確答ヲ得ズ然レドモ斯クノ如キハ本會社設立ノ趣旨ニ
馳スルハ明ニシテ到底躡歩スベカラザル事項ナルニ付強硬ナル態
度ヲ以テ臨マシメ本會社ヲシテ眞ノ資材一括購入機關タルノ實ヲ
備ヘシメザルベカラズ

六、治具ノ確保

工作機械ノ大量生産ヲ可成ラシムル爲ニハ治具ノ完備セテコト絶
對必要ニシテ特ニ熟練工人不足ナル現状ニ於テハ仕掛品ノ發生防
止ノ爲ニモ生産能率増進ノ爲ニモ治具ハ不可缺ナリ然ルニ現在ニ於
テハ設備増充用、運轉用共ニ資材不足セル爲治具用資材ノ割當殆下
ナク新設備ノ製作完成シ且治具ノ設計ヲ終ヘテモ尙治具ノ製作ニ困
難アル實情ナリ依テ治具用資材ノ確保ニ付特別ノ考慮ヲ拂フト共ニ
統制會等ヲシテ治具製作ノ指導、奨勵ヲ爲サシメ優良ナル工作機械
ノ多量生産ヲ圖ル要緊切ナリト認ム

七、外註鑄物ノ確保

工作機械用鑄物ニ付テハ鑄物工場ノ指定制度ニ依リ指定工場以外ニ
ハ之ヲ外註シ得ザルコトトナルヲ以テ指定鑄物工場ニ於テハ鑄物ノ
生産及納入ヲ確實ナラシムル方途ヲ詳ズルコト肝要ニシテ之ガ爲差
當リ左記事項ヲ實施スル要アルモノト認ム

(一) 指定鑄物工場ハ指定鑄物以外ノ鑄物ノ生産ヲ認メラザルヲ以
テ指定鑄物ノ生産ハ確保セラルル筈ナルモ之ヲ確實ナラシムル爲
指定鑄物工場ト機械工場トノ間ニ定常的取引關係ヲ設定スルト共
ニ當該機械工場ヨリ發註スル鑄物ハ必ズ之ヲ生産セシムル義務ヲ
課スル等適當ナル措置ヲ講ズルコト

(二) 右ニ關聯シテ鑄物公定價格ノ決定方法ニ改正ヲ加ヘ重量小ニシ
テ手數ヲ要スル鑄物ヲモ採算上忌避セシメザルガ如ク考慮スルコ

（三）株式会社甲山製鐵所、毒重工業株式会社及日本鐵鋼工業株式會社以外ノ國外統ニモ至急全面的ニ統制ヲ及ボシ以テ統鐵制當證明書ノ換物化ニ支障ガカナシムルト共ニ工作機械等重要ナル機械ノ銷物用統鐵ニ付テハ統鐵制當證明書ニ特ニ用途ヲ明示シテ優先的取扱ヲ行ハシメ以テ其ノ入手ヲ確保スルコト

ハ、協力工場指定（縦断的系列ノ整備）ノ徹底化

(一) 協力工場化ノ促進

工作機械等重要機械ノ生産増強ヲ急速ニ達成スル爲ニハ既存ノ中小工場ヲ動員シ之ヲ重要機械工場ノ協力工場トシテ利用スルコト
急務ナル處考査工場ニ付親工場ト協力工場トノ結び附キノ機縁ヲ
見ルニ職工ヨリ獨立シテ工場主トナリタルモノガ從來勤務セル工
場ノ協力工場トナル場合ノ外ハ親工場ノ職員又ハ縁故工場ノ紹介
ニ依ルモノ殆ド全部ニシテ特別ノ關係ニ基クコトハ例外ナルヲ以
テ第三者ニ於テ之ガ紹介ヲ積極的且計画的ニ實施セバ協力工場
ノ活用ハ決シテ困難ナルモノニ非ズト思料セラレ
而シテ之ガ方法トシテ統制會會員ヲ協力工場ト爲ス場合ニハ統制會ノ指導ニ依ル
ベキコト勿論ナルモ會員外ノ中小工場ニ對シテハ統制會ノ調査能
力到底及バザルヲ以テ地方廳等ノ積極的活動ニ俟タザルヲ得ザル

ベク今後協力工場化ノ促進ハ工作機械工業生産増強ノ爲ノ縦斷的
系列ノ整備ノ問題トシテ充分想ヲ練リ積極的方針ヲ以テ之ニ臨ム
要アルモノト思料セラレ
(二)協力工場指定ノ效果ノ發揮
機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル協力工場指定方針ハ専斷工場ヲ
濃高度ニ利用セントスル理想形態ヲ想定シテ決定セラレ居ル爲必
ズシモ實情ニ即セズ其ノ效果モ亦發揮シ得ザル憾アルヲ以テ之ヲ
現實ニ適應セシムル如ク再檢討ヲ加ヘザルベカラズ而シテ協力工
場ヲ充分活用センガ爲ニハ指定協力工場ニ對シテモ親工場ト等シ
ク副資材、電力等ノ確保、勞務者ノ徵用猶豫等ノ措置ヲ講ズル要
アルベク特ニ副資材ニ付テハ主資材ガ親工場ヨリ支給セラレツツ
アルニ拘ラズ現在之ヲ協力工場ガ各自調達スベキ立前トナリ居リ
其ノ入手困難ナルヲ以テ定常化セル協力工場ニ對シテハ親工場ニ
一括之ヲ支給スルガ如ク縦斷的企業系列ノ整備ト關聯シテ考慮ヲ

拂アベキモノノ照料セラル

函

九、總動員試驗研究命令ニ基ク試作完了審査ノ商工省機械試驗所ニ依
ル一元の實施

總動員試驗研究命令ニ依ル新機種ノ試作ガ所定ノ條件ニ合格シタル
ヤ否ヤノ審査ハ從來商工省機械試驗所、海軍航空技術廠及廣海軍工
廠工作機械實驗部三者分擔ニテ行ハレ居リ昭和十六年四月以降實質
上ハ前二者ガ夫々其ノ半數ヲ實施シ來リタルガ（現在迄ニ審査終了
シタル四五件ノ中機械試驗所二一件航空技術廠二二件ナルモ最近ハ
前者多シ）審査ノ結果ヲ勘案セバ左記理由ニ依リ爾今之ガ審査ハス
ベテ機械試驗所ニ於テ一元的ニ之ヲ實施スル要アルモノト信ス
（一）總動員試驗研究命令ニ基ク試作ガ新機種國産化ノ前提トナリ居
ル現状ニ於テハ之ガ審査ノ擔當、實施ハ當該工場ノ現場把握ノ捷
徑ナリ其ノ間ノ事情ハ過般審査班同行ノ機械試驗所佐々木技師
ニ依リ萬能研磨盤ノ擔當ヲ受ケタル大隈鐵工所萩野及上飯田工場ト

元來海軍ニ育成セラレ海軍航空技術廠ニ依リタレツト旋盤ノ審査ヲ受ケタル大日本工機備木山工場トガ商工省又ハ工務官トノ連絡狀況或ハ其ノ尊重程度ニ於テ如何ニ相違セルヤハ考査ニ當リ如實ニ感得セラレタル處ナリ

(二) 海軍航空技術廠ノ審査ニ當リ居ル理由ハ恐ラク機械ノ性能ノ良否ノ判斷ハ其ノ需要者ガ最も的確ニ之ヲ爲シ得トイフニアルベキモ工作機械ノ如キハ其ノ性能ニ關スル條件サヘ詳細ニ明示セバ第三者ニ於テ充分之ガ良否ヲ審査シ得ルコト論ヲ俟タズ

(三) 機械試験所ハ次第ニ陣容充實シ現在三班ノ審査班ヲ編成シ得ル状態ニ達シ居リ其ノ能力ニ不足ナク而モ同試験所ニ依ル審査ガ單ニ合格不合格ノ判定ヲ爲スニ止マラズ缺點ノ是正ニ付常ニ試作者ヲ指導シツツ優良品ノ完成ヲ促進シ居ルハ既ニ業界ニ定評アリ即チ本審査ノ如キハ商工省附屬ノ試験研究機關ニ最も適合セル事業

タルニ鑑ミ同試驗所ニ於ケル他ノ事業ハ一時若干機性トスルモ大
イニ之ニカヲ注ガシムル價值アルモノト認メラル

工作機械生産状況調査実施細目

(昭一八六一五 調査班打合せニテ決定)

考 査 事 項	考 査 対 象	考 査 方 法 及 考 査 目 標	擔 當 班 員
一、十七年度生産実績ガ生産目標ニ對シ金額ニ於テ二割三分、盡數ニ於テ四割八分増加シタル理由	(1) 機械局 (2) 精密機械 統制會(以下單ニ統制會)	(1) 調査班ト機械局トノ懇談會ニ於テ其ノ原因ヲ究明ス (2) 統制會側ノ見解ヲ聴取シ調査事項ニト共ニ工作機械生産計畫ノ精度ヲ究明ス	島田班員
二、統制會ノ各工場機種別生産能力ノ實際把握状況並ニ十八年度生産目標ノ機種別計畫樹立ノ方法	統制會	統制會ノ生産能力調査ガ如何ナル程度ノモノナリヤ、之ニ基ク機種別生産計畫ノ正確性ノ程度如何ヲ究明ス	島田班員
三、十七年度生産力擴充計畫ノ進捗状況、進捗セザル原因及之ガ克服ニ關スル具體的措置	(1) 日立精機 我孫子工場 (2) 大日本工 機信太山 工場	(1) 工務官ノ執リタル措置ニ依リ解決シタル事例ヲ調査シ工場側ノ意見ヲモ聴取シテ今後ノ參考ニ供ス (2) 計畫ノ進捗セザル原因ニ付調査シ(1)ノ實例ニ依リ工務官ノ活動方法等今後ノ措置ニ付研究ス	菊地(工)班員

<p>四 工作機械生産可決方式ノ採用及其ノ實施ノ細目ニ關スル機械局ノ工務官ニ對スル連絡方法ノ實際並ニ之ニ基キ工務官ノ執リタル具體的措置</p>	<p>機械局 各工務官等 務所</p>	<p>機械局ト工作機械關係工務官トノ連絡會議ノ席上實際連絡ヲ行ヒタル日時、方法等ノ説明ヲ受ケ工務官ヲ廻ル行政ノ進捗狀況ニ付考査シ今後ノ進捗方法及其ノ速度ノ改善策ニ付研究ス</p>	<p>菊地(工) 班員</p>
<p>五 統制會ハ生産可決制度ニ對シ如何ナル見解ヲ有スルヤ、生産可決量ト工場生産能力トノ關係、制當資材ノ生産実績ニ依ル清算狀況如何</p>	<p>統制會</p>	<p>統制會ガ生産可決制度ヲ如何ナル認識ト手段トニ依リ現ニ實行シツツアリヤト考査シ統制會ノ事業進捗狀況判定ノ重要資料トス</p>	<p>松村班員</p>
<p>六 生産可決制度ニ於ケル工場ノ生産計畫構立事情、生産可決量ノ尊重程度、製品納入先ノ實質的決定事情</p>	<p>各考査工場</p>	<p>生産可決制度ヲ其ノ實施ノ末端ニ於テ把握シ方針ト實際トニ乖離ナキヤト考査シ併セテ工場側ガ當初ノ生産計畫ヲ中途ニ變更セザルヲ得ザリト具體的事務ニ付調査ス</p>	<p>大堀班員 森班員 (各管内 工場ニ付)</p>

<p>九、工作機械所要資材基準表(新)制定ノ經過及其ノ基準表ノ利用狀況</p>	<p>八、精機資材配給會社ノ運用方針</p>	<p>七、工作機械用電動機及スキツチ類ノ供給確保対策、特ニ精密機械統制會ト電氣機械統制會トノ折衝經過</p>
<p>統制會</p>	<p>統制會</p>	<p>(イ) 機械局 (ロ) 統制會</p>
<p>舊基準表ハドノ程度餘裕含ミト認メラルルヤ、生産可決ニ付基準表ヲ如何ニ利用シツツアリヤヲ調査ス</p>	<p>精機資材配給會社ノ運用方針ガ資材入手難ノ原因、各種資材配給機構ノ實體ノ把握ノ上ニ立脚セルヤヲ調査ス</p>	<p>(イ) 機械局ハ附屬部品ノ生産ニ付遺憾ナキ時期シツツアリヤ電動機等ノ供給確保ニ關スル産業機械課ト機政課トノ連絡狀況ニ付調査ス (ロ) 生産可決ノ際ニ於ケル電動機等ノ供給ノ見透シヲ聽取シ供給確保ニ關スル電氣機械統制會トノ折衝經過ヲ通シ統制會問ノ連絡ノ實體ヲ調査ス</p>
<p>松村班員</p>	<p>岡部主席班員</p>	<p>松村班員</p>

<p>十 特定機械ニ關シ内示ヨリ生産計畫、材料手當等ヲ配テ納入ニ至ルマデノ工場側ノ手配ノ具體的事情</p>	<p>各考查工場</p>	<p>各工場ニ對シ擔當工務官フシテ機種ノ小分類ニ依リテ「機種」ニ付二臺、二機種計四臺ヲ選バシメ工場側ガ作成シタル資料ヲ豫メ検討セシメ置キ考查ノ際實情ヲ聴取ス</p>	<p>大堀班員 森班員 (各管内工場ニ付)</p>
<p>十一 外註鑄物ノ入手狀況並ニ外註制度ノ得失</p>	<p>各考查工場</p>	<p>工場ガ本年第一四半期ニ入手スベカリシ鑄物ノ中外註分ノ入手狀況並ニ同期間内ニ現實ニ入手シタル鑄物ノ中外註分ノ入手經過ヲ聴取シテ外註制度ノ得失ヲ研究ス</p>	<p>菊池(專)班員</p>
<p>十二 工作機械用中間鑄(OMC)規格ノ入手狀況並ニ入手難ノ原因</p>	<p>(イ)統制會 (ロ)各考查工場</p>	<p>(イ)中間鑄入手難ノ原因ニ付統制會ノ認識程度ヲ調査ス (ロ)工場側ノ入手狀況ヲ調査シ今後ノ配給方法ニ對スル希望ヲ聴取ス</p>	<p>(イ)大堀班員 (ロ)島田班員</p>

<p>工場ノ普通鋼材ノランニングス トツタ適正保有量如何</p>	<p>各考査工場</p>	<p>各工場ガ本年第一四半期ニ使用 シタル普通鋼材總量ノ割當取 得量、保有量、單支給量及其ノ 他ノ内訳ヲ求メ現配給機構下ニ 於ケルランニングストツタノ保 有狀況ノ實體ヲ調査ス</p>	<p>菊池 班員</p>
<p>潤滑油ノ統制會指示配給制度ノ實 施狀況</p>	<p>(イ)統制會 (ロ)各考査工 場</p>	<p>(イ)統制會ノ配給指示方法、特ニ 其ノ作成ニ係ル工作機械用潤 滑油所定基準量表ニ實際ニ利 用シ居ルヤ否ヤヲ調査ス (ロ)統制會ノ指示配給ニ改メラレ テヨリ潤滑油ノ入手狀況改善 セラレタルヤ否ヤヲ調査ス</p>	<p>菊池 班員 (工)</p>
<p>重要資材ノ有効利用ニ付工場側ノ 執リツツアル具體的措置如何</p>	<p>各考査工場</p>	<p>資材入手難ニ對處シテ工場側ノ 資材活用ヲ圖リツツアル實例ヲ 徴シ削リ屑、仕損シ品等ノ利用 狀況ヲ調査ス</p>	<p>島田班員</p>

<p>夫工作機械工場ノ勞務管理方法、特ニ緊急充足勞務者ノ確保對策並ニ其ノ離散スル原因</p>	<p>(1) 統制會 (2) 各考査工場</p>	<p>(1) 統制會勞務部ノ實情調査程度並ニ其ノ對策ヲ調査ス (2) 各工場ヨリ事情ヲ聴取シテ對策ノ樹立ニ付研究ス</p>	<p>(1) 大堀班員 (2) 大堀班員 森班員 (各管内工場ニ付)</p>
<p>右工作機械工場ニ於テ勞務者ニ交替制ヲ實施シ得ル限度並ニ將來ノ實施方法</p>	<p>(1) 統制會 (2) 各考査工場</p>	<p>(1) 考査事項ノ十五ト共ニ統制會勞務部ノ實力ヲ審査ス (2) 各工場ニ付ニ交替制ヲ實施シ得ルヤ否ヤ、其ノ實施ニ際シ講ズベキ諸對策如何ヲ研究ス</p>	<p>壽田班員</p>
<p>大各工場ノ協力工場利用狀況</p>	<p>各考査工場</p>	<p>協力工場ノ利用形態、協力工場トノ資本的、人的、技術的關係、資材割當方法等ヲ調査シ親工場ト協力工場トノ結び付キニ關スル諸般ノ問題ノ所在ヲ究明ス</p>	<p>菊池(專)班員</p>

<p>十九 電力工場ノ開滑ナル利用ヲ現ニ阻害シツツアル原因</p>	<p>各考查工場</p>	<p>工場側ノ事情ヲ聽取シ對策樹立ノ參考トス</p>	<p>菊池(事)班</p>
<p>二十 電力工場指定ニ關シ統制會ノ執リタル具體的方法及今後ノ指定方針並ニ之ニ關スル機械局トノ連絡狀況</p>	<p>統制會</p>	<p>統制會ノ指定基準ハ如何ナル根據ヲ有スルヤ之ニ關シ機械局ト常時充分連絡シ居ルヤニ付考查ス</p>	<p>菊池(事)班</p>
<p>二十一 總動員試驗研究命令機種ノ試作進捗狀況並ニ試作完了ノ場合ニ於ケル當該機種工業化ニ對スル工場側ノ準備狀況</p>	<p>各考查工場</p>	<p>各工場ニ付具體的ニ試作進捗狀況ヲ調査スルト共ニ試作中將來ノ工業化ニ對シ如何ニ手配シツツアリヤヲ調査ス</p>	<p>菊池(事)班</p>

<p>二十三 試作完了後ノ工業化ノ状況及工業化ニ際シ一般ノ考慮スベキ問題及之ガ解決策</p>	<p>日立精機我 菓子工場 大日本工機 信太山工場</p>	<p>既ニ工業化サレタルモノニ付試作完了ヨリ工業化ニ至ル態度ヲ調査シ之ヲ速カナラシムル方法ニ付研究ス</p>	<p>菊地工 班員</p>
<p>二十五 會社經營ノ型式選定ノ實施ニ付統制會ノ執リツツアル手段及今後ノ方針</p>	<p>統制會</p>	<p>今後續々型式選定行ハルルニ付統制會ガ選定型式ノ強行ニ關シ會員會社ニ對シ充分ノ指導力ヲ有スルヤヲ考査ス</p>	<p>松村班員</p>
<p>二十四 普通旋盤ノ型式選定ノ實施ニ關スル工場備ノ具體案及ニ實施ノ障害トナルベキ事由如何</p>	<p>池貝鐵工所 川崎工場 大隈鐵工所 荻野工場</p>	<p>型式選定ノ實施ニ關シ工場備ニ熱意アリヤヲ調査シ之ガ強行ニ付テハ今後如何ナル方策ヲ講ズル要アリヤヲ研究ス</p>	<p>松村班員</p>
<p>二十六 統制會ノ行ヒタル企業整備推進ノ趣旨及ニ其ノ實施狀況</p>	<p>統制會</p>	<p>本年四月以降統制會獨自ノ見解ニ依リ實施シ居ルト稱スル企業整備推進ノ實施ヲ調査シ統制會運営上ノ心構ヲ考査ス</p>	<p>岡部主 席班員</p>



